



# ほっかい

—水とふれあい通信—

発行 者／岩見沢市6条西7丁目 北 海 土 地 改 良 区

TEL (0126) 22-2400 FAX (0126) 22-8012

印刷／弘文社印刷株式会社 岩見沢市5条東11丁目



## 『農業農村が育む総合学習 稲作体験！』

(岩見沢市立北村小学校“田でんガーデン”での田植え実習)

### 主 な 内 容

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 平成18年通常総代会開催 .....    | 2     |
| 平成18年度事業計画の概要 .....   | 3     |
| 平成18年度予算等の概要 .....    | 4～7   |
| 各種表彰・人事通信ほか .....     | 8～12  |
| 農地・水・環境保全向上事業ほか ..... | 13～15 |
| 北海・奈井江土地改良区合併 .....   | 16    |
| 疎水百選に認定される .....      | 17    |
| 用水路転落事故防止啓発 .....     | 18    |

|               |          |
|---------------|----------|
| 改良区の現況        |          |
| 地区面積          | 33,490ha |
| 組合員数          | 3,232人   |
| 平成17年11月対比△8人 |          |
| 平成18年4月1日現在   |          |

## 第73号

# 平成十八年 通常総代会開催

平成十八年通常総代会が、三月二十二日岩見沢平安閣において総代一〇〇名の出席を得て開催され、議長に山瀬稔氏（奈井江町・第二区）、議事録記名人に前川隆氏（美唄市・第六区）、鎌田隆良氏（北村・第十六区）を各々選出し、報告三件、議案五十二件について慎重審議の結果、原案通り承認決定されました。

## 開会の挨拶



北海道土地改良区  
理事長

眞野 弘

平成18年総代会開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様には、時節柄大変ご多用のところお繰り合わせ御出席賜り衷心より感謝を申し上げます。

北海道、この空知はもろんでございますが、日本列島ごとく寒波の中、そんな感じの冬だったのでありますが3月もここまで参りますとさすがに春遠からじ、そんな感じであります。

さて、昨年であります各作物とも総じて豊作基調でありました。特にお米については指数109、本来ならば村を挙げてのお祭り三昧であるはずが、残念ながら集荷円滑化措置にもかかわらず市場は暴

落基調であります。

ただ知事をはじめ経済界等、農業以外の分野の応援もあって道産米の品質の評価、道内食率の向上に希望をつなげる兆しがあることに最大の期待をするところであります。

日本の農業、この4月に先送りのモダリティ、保護削減の基準、確定期限を控えてのWTO問題を核として、その表裏一体にある国内対策、緑の政策に向かつて農政の一大改革が制度化されようとしてます。経営所得安定対策大綱に基づくものであります。制度の中身が見えてくるに従って問題点が露呈されているところであります。所得政策にしろ、資源保全向上対策にしろ、財源確保はもろんであります。資源保全一律の押しつけ行政ではなく、北海道の地域性が十分加味された制度要領でなければ制度改革の意味合いがない、と強く主張したいのであります。特に声を大にして言いたいのは国家国民の命である食と水と土地、そして環境景観の保持保全で醸成される倫理やモラル、確かな国民の心を育てる最も大事な部分が農村や地方の存在にあると確信をするからであります。

さて、改良区の最近の状況として2、3申し上げたいと思います。一つは空知中央他4本の国営事業、それぞれ順調に進めさせていただいておりますが、特に空知中央については昨年第3回の計画変更手続きで承認を頂戴し、この3月9日付ですべての法手続の完了報告を受けたところであります。10億円という最大規模の直轄事業、残り僅かでありましたが、予定事業積み残しの無いようしっかり対応していきたい、また完了と同時に次期事業が課題となつて参ります。負担行為に十分配慮した事業取組になるよう

うに国との協議を進めているところであります。

次に、国営事業、道営事業そして財務も含めての中期計画、都合4回の検討委員会審議を含めて原案提示をしているところであります。また、奈井江との合併につきましても手続き業務、予定どおり進めさせていたいただいて今日の提案となつた次第であります。

ここで唯一大きく心配をかけたことでお詫びを申し上げます。大富幹線工事での死亡事故であります。石狩川河川改修に伴う用水路の移設工事でありましたが、補償による当区発注工事でありました。故人遺族に対する道義的倫理的責任を重く受け止め、その折々参首しご冥福と償いの誠を尽くしてきたところであります。その後、労働基準監督署のご理解と石狩川開発建設部の前向きな対応も頂戴し、工事の続行と共に予定工期で進めさせて頂いているところであります。

最後に明るいニュースを申し上げ終わりたいと思ひますが北海道土地改良区のシンボルである北海幹線用水路、一昨年の北海道遺産認定に引き続いて全国疎水百選、国で企画されておりましたがこの2月公募第4位、堂々と入選が決定し、このたび農林水産大臣より認定賞が送付されて参りました。100年以前多くの先達の思いが花開いた瞬間であります。謹んでご報告を申し上げますと同時にこれからの改良区の役割に大きく活かしていきたい、報いて参りたいと考えるところでございます。

今日の会議、報告案件が3件、議案事項につきましては17年度の補正問題と新年度の予算関係52件であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご出席大変ありがとうございました。

## 平成十八年度 事業計画の概要

本年度、事業計画の柱として次の三項目を重点事項と位置付け、積極的に推進して参ります。

### 第一 農業農村整備事業の計画的推進

(一) 国営事業(空知中央地区、空知中央用水地区、道央用水二期地区、道央用水三期地区、中樹林地区)

厳しい予算の中、要望額が確保され事業がなされます。一方、空知中央地区の平成十九年度完了予定に伴い、北海道首工の老朽化と北海道幹線用水路未改修路線を考慮し、効率的な国営事業の推進を検討。

#### (二) 道営事業

本年度、食料環境基盤緊急確立対策事業制度(平成十三年度～平成十七年度)の完了に伴う、新たな対策「持続的農業・農村づくり促進対策事業(仮称・平成十八年度～平成二十二年まで)」のもと、最大限の負担軽減をはかり、新規(調査4地区・着工6地区)を含め二十四地区・三十九億円強の事業予算にて実施。

### 第二 土地改良施設の適正管理

#### (一) 維持管理事業

農業の基本政策の見直しから、新たな施設整備から保全管理・更新整備へと施策の転換が図られようとする中、安定的な用水供給機能を担うと共に、農業農村が有する自然環境や良好な景観の保全など多面的機能が発揮されるよう適正管理に努めます。

#### (二) 農地・水・環境保全向上対策の推進支援

昨年策定された新基本計画による今後の新たな施策展開、特に平成十九年度より本格的導入される経営所得安定対策等大綱の3本柱の内の大きな柱である、「農地・水・環境保全向上対策(仮称)」の実施に向け、地域的合意に努め、地域における共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援し、国民が期待する安全・安心・環境問題に対する関心の高まりに積極的に応えます。

### 第三 中期計画の着実なる推進

次に挙げる中期計画(5カ年計画)を着実且つ円滑に推進し、組織体制強化と早期経費削減効果発現に努めます。

## 平成17年度第2回補正予算可決

### 一般会計 30,000千円 減額！

平成18年通常総代会において、各種事業の変更等を主たる要因として30,000千円減額し、総額5,803,000千円とする第2回補正予算を可決した。

# 中期計画の概要

## 一 業務推進基本方向

- ・農業農村整備事業の計画的推進。
- ・多面的機能を活かし、地域と連携した自然環境保全活動の強化。
- ・組織のスリム化・効率化及び経費節減を図る。

## 二 事業計画に関すること

- (一) 国営土地改良事業の推進

◎継続事業並びにポスト空知中央地区事業の計画的推進を図る。

- (二) 道営土地改良事業の推進

◎組合員の要請に応え負担軽減に努め事業を推進する。

◎事業執行体制（土地改良センター出向職員）の再編を図る。

## 三 組織運営に関すること

- (一) 事務所の組織機構改革・事業所の再編合理化

- (二) 理事・監事・総代

◎選挙区と分水区の地区調整に努め、地域間の円滑なる連携を図る。

- (三) 事務局機構

◎事務局機構の簡素化・効率化及び、少数精鋭を基本とした機構改革。

◎長期的視点に立ち、組織の持続性の確保、年齢構成の均衡を図り、職員給与体系の見直しを図る。

## 四 維持管理に関すること

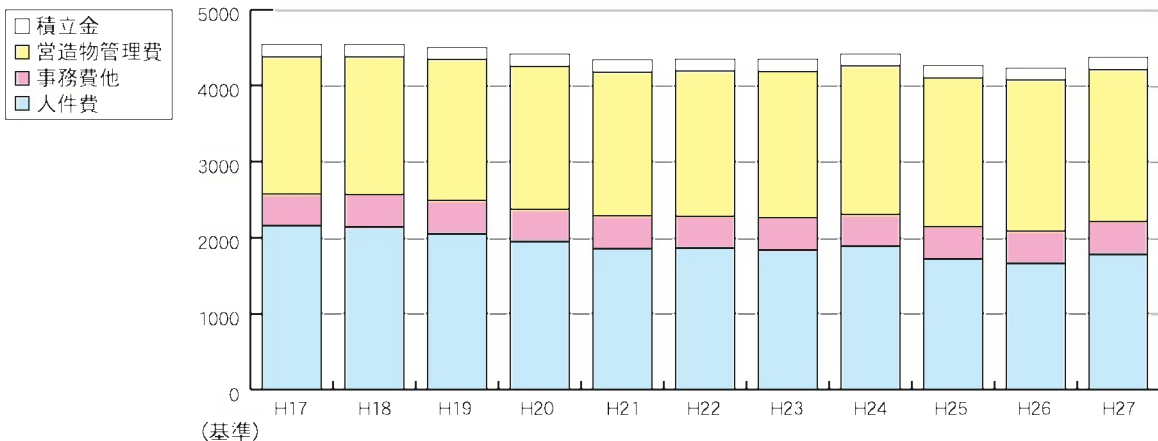
- (一) 維持管理軽作業の委託化の検討

- (二) 施設管理区分・基準等の検討

## 五 財務に関すること

◎現行賦課金の維持に理解を求め、新規事業（現行各地区毎経理）のプール化の導入に向け検討する。

(下記資料参考)



| 区 分    | H17     | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | 平均    |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般管理   | 人 件 費   | 2,159 | 2,139 | 2,050 | 1,945 | 1,856 | 1,864 | 1,836 | 1,890 | 1,723 | 1,665 | 1,780 |
|        | 事 務 費 他 | 418   | 431   | 443   | 436   | 438   | 418   | 431   | 424   | 426   | 428   | 429   |
|        | 営造物管理費  | 1,807 | 1,814 | 1,852 | 1,878 | 1,887 | 1,913 | 1,922 | 1,949 | 1,957 | 1,985 | 1,896 |
| 繰出金    | 積 立 金   | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   | 156   |
| 経常賦課金計 |         | 4,540 | 4,540 | 4,501 | 4,415 | 4,337 | 4,351 | 4,345 | 4,419 | 4,262 | 4,234 | 4,378 |

# 平成18年度予算の概要

**総 額 5,135,000 千円とする！**

## 平成18年度 一般会計予算表

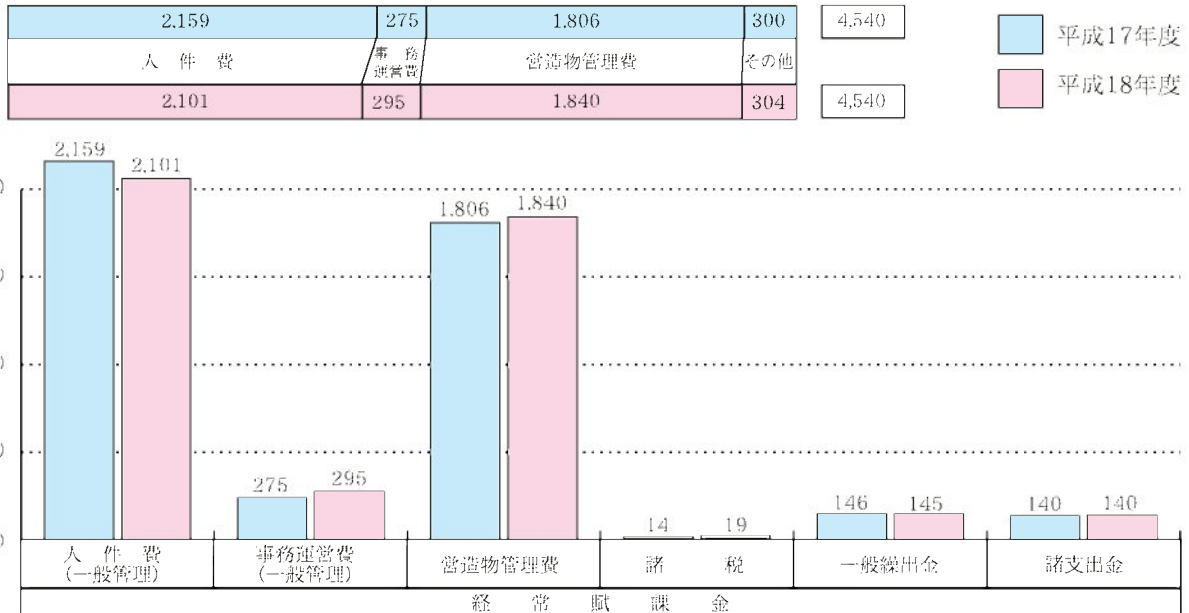
| 収 入            |           |                                                    | 支 出           |           |                                                                                                                                              |
|----------------|-----------|----------------------------------------------------|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (単位：千円)        |           |                                                    | (単位：千円)       |           |                                                                                                                                              |
| 款              | 予 算 額     | 説 明                                                | 款             | 予 算 額     | 説 明                                                                                                                                          |
| 賦 課 金          | 2,657,926 | 経常賦課金 1,241,065<br>特別賦課金 1,390,158<br>事業賦課金 26,703 | 一 般 管 理 費     | 926,184   | 役職員人件費 820,923<br>需用費 36,079 備品費 25,925<br>営繕費 16,970 会議費 4,517<br>使用料手数料 19,710 選挙費 260<br>交際費 1,800                                        |
| 使 用 料          | 14,407    | 契約使用料 4,792<br>許可使用料 9,615                         | 営 造 物 管 理 費   | 829,905   | 頭首工管理費 13,370<br>貯水池管理費 17,636<br>溝路管理費 95,409<br>揚水機管理費 345,747<br>下部交付金・助成金 78,998<br>適正化事業費 177,400<br>非補助事業費 1 拠出金 65,200<br>管理諸費 36,144 |
| 補 助 金<br>及び助成金 | 547,973   | 補助金 76,964<br>助成金 268,622<br>交付金 202,387           | 土地改良<br>事 業 費 | 152,971   | 団体営事業費 110,430<br>補償工事費 1<br>受託事業費 42,540                                                                                                    |
| 財産収入           | 14,589    | 財産運用収入<br>(預金利子、配当金、財産貸付等)                         | 諸税及び<br>負 担 金 | 764,727   | 諸税 7,330<br>国営負担金 55,862<br>道営分担金 697,335<br>その他事業負担金 4,200                                                                                  |
| 受託及び<br>補 償 金  | 42,541    | 受託金 42,540<br>補償金 1                                | 繰 出 金         | 364,172   | 財産繰出金 3,496<br>積立金繰出金 55,729<br>特定積立繰出金 304,947                                                                                              |
| 繰 入 金          | 261,865   | 基本財産繰入金 11,000<br>積立金繰入金 250,865                   | 償 還 金         | 2,043,467 | 農林漁業資金償還金 1,045,072<br>平準化資金償還金 564,882<br>繰上償還金 433,513                                                                                     |
| 借 入 金          | 1,085,908 | 農林漁業資金借入金 708,540<br>長期借入金 377,368                 | 諸支出金          | 45,572    | 財産取得費 6,001<br>厚生管理費 2,250<br>一時借入金利子 3,000<br>事業推進費 2,000<br>団体負担金 5,470 諸費 26,851                                                          |
| 諸 収 入          | 420,649   | 諸収入                                                | 換 地 費         | 2         | (科目存置)                                                                                                                                       |
| 換 地 費          | 2         | (科目存置)                                             | 予 備 費         | 8,000     |                                                                                                                                              |
| 繰 越 金          | 89,140    | 前年度繰越金                                             | 支 出 合 計       | 5,135,000 |                                                                                                                                              |
| 収入合計           | 5,135,000 |                                                    |               |           |                                                                                                                                              |

## 平成18年度の賦課金について

**経常賦課金（地積割）4,540 円（据え置き）で決定！**

（平成 17 年度より 田区賦課面積 により賦課しております。）

### ①平成 17・18 年度 10a 当たり経常賦課金内訳 （単位：円）



※国営造成施設管理体制整備促進事業の一部を経常賦課金に充当する事とし 10 アール当たり 590円を減額して徴収するものとします。

### ②特別賦課金

| 地 区 名 | 償還賦課金（地積割分）                  | 償還賦課金（個人分）      |
|-------|------------------------------|-----------------|
| 北 海   | 10a 当り 2,800 円               | 旧改良区毎の取扱いを継承する。 |
| 中 村   | 10a 当り 700 円                 |                 |
| 岩 見 沢 | 10a 当り 5,000 円               |                 |
| 栗 沢   | 10a 当り 1,500 円               |                 |
| 三 笠   | 10a 当り 5,000 円（前田、小野、鈴木の沢区域） |                 |

## 賦課金の納期納入にご協力を！

平成 18 年度賦課金の徴収期日は、下記の通りとなります。納期までに納入して下さい。

◎第 1 期 **6 月 14 日～7 月 15 日**（経常賦課金の 70%）

◎第 2 期 **10 月 14 日～11 月 15 日**（〃 30% 及特別賦課金）

賦課金等についての問い合わせは、会計課、各事業所をお願いします。

## 平成18年度の農地転用決済金

決済金は土地改良区に賦課金を納めている土地を水田以外の目的に使用する場合は地区除外の申請をする事になっております。その時に納めていただく事となる金額です。

### 決済金とは

- ①土地改良事業により、土地改良区が負担する事になっている負担金
- ②事業負担金の内、借入れをしている分の償還金
- ③土地改良施設の維持管理費の面積減少分（基準維持管理費の20年分）を合計したものです。  
但し、条件により下記減免措置が適用されます。詳細内容についてはお問い合わせ願います。

### 決済金に係る地区別一覧表

(10a/円)

| 地区名  | 区 域            | 決済金     | 減 免 措 置                |                                          |                  |                  |                                            |
|------|----------------|---------|------------------------|------------------------------------------|------------------|------------------|--------------------------------------------|
|      |                |         | 土 地 改 良<br>施 設 敷 地     | 組合員の営農<br>に要する敷地                         | 一般畑に用途<br>変更する場合 | 転換畑に用途<br>変更した土地 | 農業団体が必<br>要とする敷地                           |
|      |                |         | 農業用排水<br>路・揚水<br>機場・農道 | 自己の宅地・倉<br>庫・堆肥場・農<br>道用排水路・防<br>風林・水稲苗畑 | 農 振 内<br>一 般 畑   | 転 換 畑            | 事務所・倉庫・<br>水稲育苗施設・<br>資材置場・ライ<br>ス セ ン タ ー |
| 北 海  | 全地区            | 144,220 | 0                      | 32,510                                   | 71,600           | 34,840           | 88,360                                     |
| 中 村  | 畑かん以外          | 134,900 | 0                      | 23,190                                   | 62,280           | 27,820           | 79,040                                     |
| 岩見沢  | 全地区            | 169,800 | 0                      | 58,090                                   | 97,180           | 54,100           | 113,940                                    |
| 三 笠  | 前田、小野、<br>鈴木の沢 | 184,350 | 0                      | 72,640                                   | 111,730          | 22,340           | 128,490                                    |
|      | その他            | 111,710 | 0                      | 0                                        | 39,090           | 22,340           | 55,850                                     |
| 南岩見沢 | 滝ノ上・上志文        | 111,710 | 0                      | 0                                        | 39,090           | 22,340           | 55,850                                     |
|      | 金 子            | 118,010 | 0                      | 6,300                                    | 45,390           | 22,340           | 62,150                                     |
|      | 志 文            | 118,510 | 0                      | 6,800                                    | 45,890           | 22,340           | 62,650                                     |
|      | 金 志            | 117,710 | 0                      | 6,000                                    | 45,090           | 22,340           | 61,850                                     |
| 栗 沢  | 全地区            | 136,500 | 0                      | 24,790                                   | 63,880           | 47,010           | 80,640                                     |
| 東栗沢  | 全地区            | 111,710 | 0                      | 0                                        | 39,090           | 22,340           | 55,850                                     |
| 奈井江  | 宝田を除く          | 111,710 | 0                      | 0                                        | 39,090           | 22,340           | 55,850                                     |
|      | 宝 田            | 55,855  | 0                      | 0                                        | 19,540           | 11,170           | 27,920                                     |

尚、次の事項に該当する場合は、上記決済金とは別に精算をすることになります。

1. 当該年度賦課金（1期・2期）
2. 過年度賦課金の未納額
3. 国営事業負担残元金（事業完了地区分）
4. 償還残元金（個人別負担分）
5. 農地転用特別決済金（補助金返還）
6. その他協議により負担をする事となった場合の金額

## 《地区除外決済金の取扱いについて》

◎地区除外により畦畔等の移動があり田区の面積が減になった場合は、田区の減になった面積に単価を乗じて決済金を算出します。

◎地区除外により畦畔等の移動がなく、田区の面積に変更がなかった場合は、決済金は納めないで地区除外とし賦課面積の変更もないものとします。

◎田面積の変更等については、地区除外申請時に聴き取りをします。

（変更の手続きは、**賦課調整課、各事業所**にてお願いします。）

## 平成 18 年度の主な事業

### 1. 国営土地改良事業

(単位：千円)

| 事業名             | 地区名        | 事業費        | 主たる事業量（当区関連）                              |
|-----------------|------------|------------|-------------------------------------------|
| かんがい排水事業（一般）    | 空知中央       | 8,100,000  | 幹線改修 2 条（北海幹線・大願幹線）<br>支線改修 63 条（茶志内北幹線他） |
| かんがい排水事業（基幹）    | 空知中央用水（一期） | 100,000    | 地区全般に係る調査・設計業務                            |
| かんがい排水事業（基幹）    | 道央用水（二期）   | 5,100,000  | ダム本体工事に要する工事用道路建設等                        |
| かんがい排水事業（一般・基幹） | 道央用水（三期）   | 8,000,000  | 道央中水 T.L. = 7.9 km、測量・調査等～1 式             |
| 農用地再編整備事業       | 中樹林        | 2,260,000  | 区画整理工 100.0ha、道路工 L = 7.5 km、測量・調査等～1 式   |
| 計               | 5          | 23,560,000 |                                           |

### 2. 道営土地改良事業

| 事業名            | 地区数 | 事業費       | 地区名                                                                                   |
|----------------|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| かんがい排水事業       | 1   | 103,533   | 沼の内南 2 期                                                                              |
| ため池等整備事業       | 1   | 52,400    | 峰延東                                                                                   |
| 畑地帯総合整備事業      | 1   | 5,500     | 稔南                                                                                    |
| 経営体育成基盤整備事業    | 20  | 3,446,022 | 京極西・奈井江瑞穂・光榮南・菱沼・伊藤沼・下志文 2 期・西川中<br>豊正中央・豊里北・豊里南・栄・共栄・砺波東・小西・岐阜<br>夕張太北・晩翠栄・高島・大願東・由良 |
| 地域水田農業支援緊急整備事業 | 1   | 300,000   | 南幌                                                                                    |
| 計              | 24  | 3,097,455 |                                                                                       |

### 3. 団体営土地改良事業

| 事業名                         | 地区数 | 事業費     | 地区名                                              |
|-----------------------------|-----|---------|--------------------------------------------------|
| 地域用水機能増進事業                  | 1   | 19,000  | 空知中央                                             |
| 総合再編整備事業（管理再編整備）            | 1   | 6,998   | 北海                                               |
| 地域政策総合事業（小規模土地改良事業）         | 1   | 4,500   | 鶴沼                                               |
| 経営体育成促進事業（土地利用調整推進）         | 2   | 7,800   | 共栄・豊里南                                           |
| 新農業水利システム保全対策事業（施設整備 セミハード） | 5   | 45,132  | 大願 1・三重・鶴城・中美・幌遠布                                |
| 新農業水利システム保全対策事業（計画策定 ソフト）   | 11  | 27,000  | 沼幹・大願 1・大願 2・三重・鶴城・中美・大富 1・大富 2・幌遠布<br>川向 1・川向 2 |
| 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）   | 1   | 187,936 | 北海                                               |
| 計                           | 22  | 298,366 |                                                  |

### 4. 営造物管理

| 区分        | 金額      | 内 訳                                               |
|-----------|---------|---------------------------------------------------|
| 頭首工管理費    | 13,370  | 補修・保守費 5,880、賃金等 5,310、電気料 1,860、その他 320          |
| 貯水池       | 17,636  | 補修・保守費 12,070、賃金等 4,366、電気料 705、その他 495           |
| 溝路        | 95,409  | 補修・保守費 89,480、賃金等 2,990、電気料 1,784、その他 1,155       |
| 揚水機       | 345,747 | 機電・機場・導水費 57,995、賃金等 71,840、電気料 213,780、その他 2,132 |
| 下部交付金・助成金 | 78,998  | 分水区・支線組合交付金 24,150、支線組合工事助成費 48,848、電気料助成費 6,000  |
| 適正化事業費    | 177,400 | 適正化事業 107,900、施設改善事業 69,500                       |
| 拠出金       | 65,200  | 適正化事業 40,774、施設改善事業 24,426                        |
| 管理諸費等     | 36,145  | 管理諸費 16,284、共同管理負担金 11,860、用地確定費 8,000、その他 1      |
| 計         | 829,905 |                                                   |

# 人事通信

おめでとうございます

## 道土地連 土地改良事業功労表彰

平成十八年三月三十一日、道土地連通常総会の席上（札幌市）、土地改良事業功労者に表彰状が贈呈され、当区より次の方が受賞されました。

### ◎職員

基盤整備課（美唄市センター出向）

技師 板東 達也（基盤整備課 主査）

事務部 総務課

主事 永田 哲也（総務課 係長）

主事 渋谷 誠（総務課 主査）

## 当区永年勤続表彰

平成十八年三月二十二日、通常総代会の席上、次の方々が永年勤続表彰されました。

### ◎元役員

・十五年以上

高越 康治・渡邊 勲・作田 欣一

鎌田登記雄・河瀬 正雄・高橋征次郎

・十年以上

林 祥司・杉中 一男・山田 政雄

小林 秀治・納口 修治・細川 正嗣

竹中 正勝・藪中 哲雄

・十年未満

後藤 政弘・南 榮治・姫本 州一

笹木 正男

### ◎職員

・三十年勤続

主事 今井 賢治（事務部部長）

主事 山田 勝之（事務部管理課 課長補佐）

技師 作田 幸雄（技術部岩見沢事業所係長）

技師 羽広 昭一（技術部砂川事業所係長）

技師 中山 勝（技術部工務課 係長）

技師 湊 弘（技術部北村事業所 主査）

・二十五年勤続

技師 高橋 勝徳（技術部岩見沢事業所 主査）

## 永い間ご苦勞様でした

永年歴任いただき退任された各位に、その功績に対し顕彰規定により感謝状を贈呈いたしました。在任中、当区業務運営に多大なるご尽力を賜り深く感謝申し上げますと共に、今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。

## ☆分水区長

| 分水区名  | 氏名    | 在任期間                          |
|-------|-------|-------------------------------|
| 第四分水区 | 佐々木司一 | 昭和四十年～<br>通算四十一年間<br>（支線組合長含） |

## 支線組合の新設及び統合

◎旧奈井江土地改良区との合併により第二分水区に、新たに支線組合が新設されました。今回新たに選任されました大関組合長には、改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

| 新設支線組合 | 支線組合長 |
|--------|-------|
| 奈井江中央  | 大関光敏  |

◎第四選挙区におきまして美唄中央支線組合が解散し、晩生内十一線・沼貝幹線第一支線組合に分けて統合しましたので、お知らせいたします。

| 第四分水区  |                   |
|--------|-------------------|
| 解散支線組合 | 統合先支線組合           |
| 美唄中央   | 晩生内十一線<br>沼貝幹線第一区 |

## ☆総代の動向

◎第十四期総代において、左記の方々が退任されました。永年地域農業並びに当区業務運営にご尽力賜り厚くお礼を申し上げます。

| 選挙区  | 氏名    | 退任事由                  |
|------|-------|-----------------------|
| 第二区  | 山瀬 稔  | 使用貸借<br>(平成十八年三月二十八日) |
| 第十一区 | 服部 建二 | 賃貸借<br>(平成十八年三月二十八日)  |
| 第六区  | 前川 隆  | 使用貸借<br>(平成十八年五月九日)   |

※この退任に伴い、定数一〇六名に対し、現員一〇〇名(欠員六名)であります。

◎第二選挙区におきまして北海、奈井江土地改良区合併により総代一名の定員変更(増)が生じ、平成十八年五月二十四日補欠選挙が執行され、無投票で当選が決定致しました。  
厳しい農業情勢ではありますが、新総代には改良区業務運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

| 氏名   | 住所               |
|------|------------------|
| 表 俊弘 | 空知郡奈井江町字奈井江四七五番地 |

## ☆分水区長の動向

平成十八年三月三十一日付で第一分水区長・横山功氏(砂川市)、第四分水区長・佐々木司一氏(美唄市)、第十一分水区長・山田隆雄氏(南幌町)が退任され、左記のとおり新区長が退任されました。

今般退任されました分水区長には、運営諸般に亘り格別のご厚情を賜りました事に対しまして深甚なる感謝を申し上げます。

又、新たに退任されました方々には、前任者同様改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ▽第一分水区



小西 孝  
(砂川市北光二三五)

### ▽第四分水区



鹿島 均  
(美唄市開発町南)

### ▽第十一分水区



石崎 俊克  
(南幌町南十二線西二十番地)

## ☆支線組合長の動向

支線組合長の異動がありましたのでお知らせ致します。  
今般退任されました支線組合長には、これまで改良区にお寄せいただきました数々のご厚情に対しまして深甚なる感謝を申し上げます。

今回新たに退任されました方々には、前任者同様改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

| 支線組合名   | 退任者   | 新任者   |
|---------|-------|-------|
| 奈井江中央   | 山口 勝利 | 大関 光敏 |
| 茶志内幹線開発 | 佐藤 通之 |       |
| 沼貝幹線    | 佐々木司一 | 皆川 和義 |
| 第三区     | 川上 毅  | 里見 二雄 |
| 北西      |       |       |

## ☆職員人事異動

| 支線組合名 | 退任者   | 新任者   |
|-------|-------|-------|
| 必成    | 中井 等  | 中川 光夫 |
| 西幌    | 佐藤 博  | 加藤 己次 |
| 夕張    | 山田 隆雄 | 鈴木 健二 |
| 東栗    | 三嶋 清治 | 簀中 哲雄 |

### ・四月一日付異動発令

#### 《技術部》

▽技術部 水土里ネット推進室 室長  
片山 廣美

▽技術部 基盤整備課 南幌センター出向  
(技術部 基盤整備課 課長補佐)

▽技術部 美唄事業所 副長役  
森本 俊弥

▽技術部 工務課 課長補佐  
花山 一典

▽技術部 基盤整備課 係長 美唄市センター出向  
(技術部 基盤整備課 課長補佐(南幌センター出向))

▽技術部 基盤整備課 係長 美唄市センター出向  
(技術部 基盤整備課 課長補佐(南幌センター出向))

▽技術部 基盤整備課 係長 美唄市センター出向  
(技術部 基盤整備課 課長補佐(南幌センター出向))

▽技術部 基盤整備課 係長 美唄市センター出向  
(技術部 基盤整備課 課長補佐(南幌センター出向))

▽技術部 工務課 工務係長  
加後 郁也

▽技術部 基盤整備課 係長 岩北センター出向  
(技術部 基盤整備課 係長 岩北センター出向)

▽技術部 岩見沢事業所 事業調整第一係長  
藤本 丈丸

▽技術部 岩見沢事業所 事業調整係長  
栗沢事業所 事業調整係長

▽技術部 栗沢事業所 主査  
白川 和典

- ▽技術部 機電管理課 技師  
橋 本 千 隼 (技術部 機電管理課 技師補)
- ▽技術部 基盤整備課 技師 (奈井江町センター出向)  
菅 井 剛 紀 (技術部 基盤整備課 技師・岩北センター出向)
- ▽技術部 基盤整備課 技手 (南幌町センター出向)  
大 坂 睦 祈 (技術部 美唄事業所 技手)
- ▽技術部 機電管理課 技手  
及 川 文 博 (技術部 機電管理課 技師員)
- 《いわみざわ土地改良推進事務所》
- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 所長  
志 田 昌 史 (技術部 基盤整備課 課長 岩北センター出向)
- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 副長  
高 橋 恵 一 (技術部 基盤整備課 課長補佐 岩北センター出向)
- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 土地改良推進係長  
中 山 勝 (技術部 工務課 工務係長)
- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 主査  
大 田 正 樹 (技術部 基盤整備課 主査 栗沢町センター出向)
- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 主査  
村 上 信 之 (技術部 基盤整備課 技師 岩北センター出向)
- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 技師  
千 葉 司 (技術部 基盤整備課 技師 奈井江センター出向)
- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 技師  
播 磨 傳 (技術部 基盤整備課 技師 岩北センター出向)



昭和四十五年四月、技術職員として採用、基盤整備課係長として活躍されておりましたが、平成十八年二月十二日、五十四才の若さで逝去されました。  
ここに生前中改良区運営にご尽力を賜りました事に深く感謝申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。

- ・退職(二月十二日付)  
故 宮 村 正 博
- ▽技術部 砂川事業所 勤務  
逢 坂 如 実 (平成十八年四月一日付)

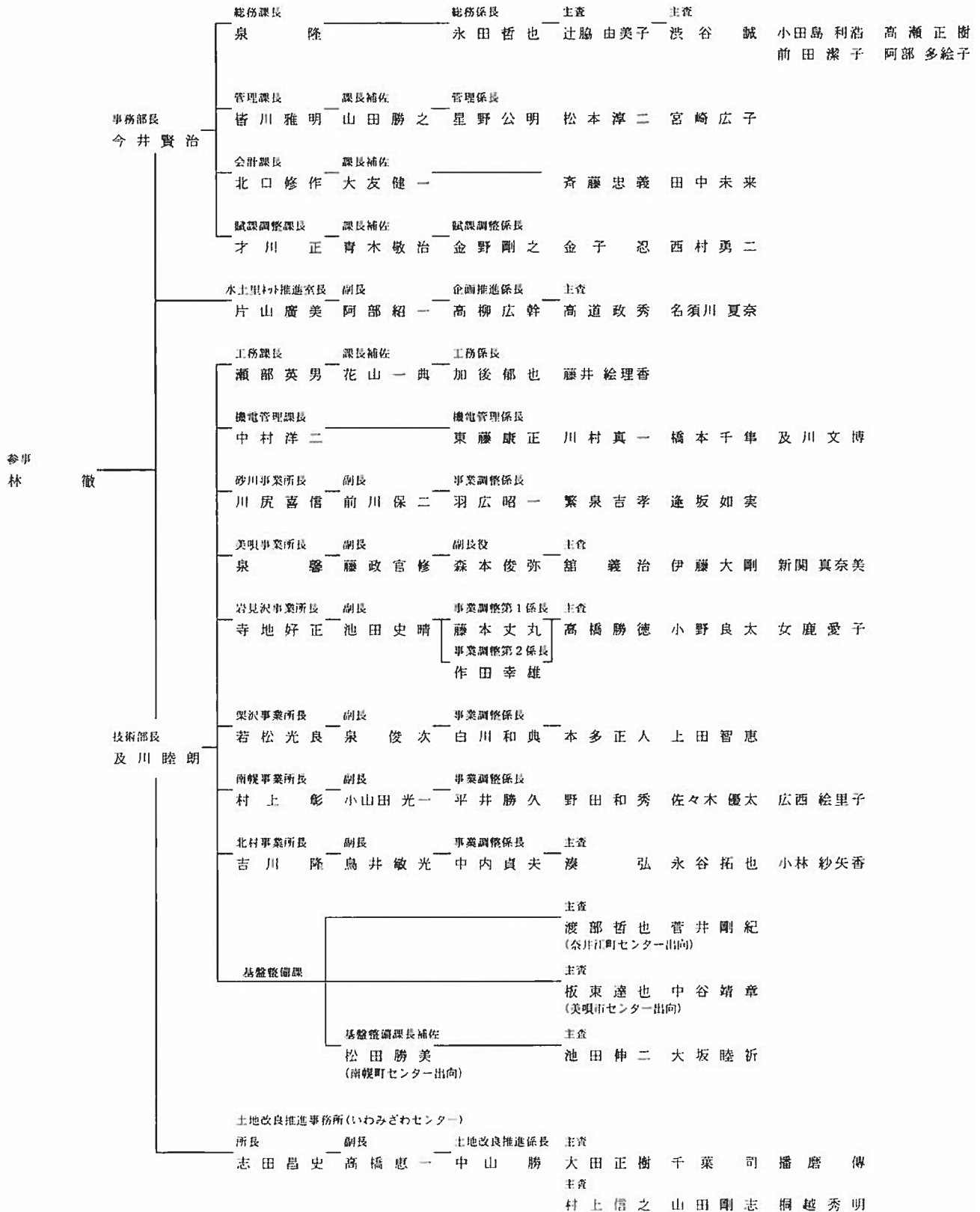
- ・臨時職員採用
- ▽事務部 総務課 主事  
高 瀬 正 樹 (事務部 総務課 主事補)

- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 技師  
山 田 剛 志 (技術部 基盤整備課 技師 栗沢町センター出向)
- ▽いわみざわ土地改良推進事務所 技手  
桐 越 秀 明 (技術部 基盤整備課 技手 栗沢町センター出向)
- 《事務部》

お く や み  
当区関係者において、左記の方々のご逝去されました。ここに、生前中当区業務運営にご尽力賜りました事に深く感謝申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。

- ◎元 役 員 等
- 古 木 敏 雄 氏 (栗沢町)  
旧栗沢土地改良区 元理事長  
(昭和六十二年～平成六年)  
平成十八年二月二十二日逝去
- 橋 本 優 氏 (美唄市)  
旧中村土地改良区 元理事長  
(昭和四十四年四月～昭和四十七年三月)  
平成十七年十一月四日逝去
- ◎組 合 員
- 磯 尾 訓 一 氏 (美唄市)  
聖化溜池支線組合  
平成十七年十二月七日逝去
- 小 川 直 樹 氏 (南幌町)  
三重支線組合  
平成十七年十二月二十七日逝去
- 長 井 孝 道 氏 (岩見沢市)  
岩見沢第一支線組合  
平成十八年二月十九日逝去
- 佐 藤 一 男 氏 (南幌町)  
(法人ほなみ構成員)  
西幌支線組合  
平成十八年三月二十八日逝去
- 大 西 虎 男 氏 (美唄市)  
茶志内中央支線組合  
平成十八年四月二十七日逝去
- 高 田 幸 一 氏 (岩見沢市)  
岡山支線組合  
平成十八年五月十六日逝去

# 業務執行体制 (平成18年4月現在)



## 持続的農業・農村づくり促進特別対策事業創設される！

### ◎目的・概要等

WTO交渉の進展や国の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定など、本道農業・農村が大きな転換期に直面する中、本道農業・農村を持続的に発展させていくため、担い手を育成・支援する為の生産基盤整備や、公共性の高い基幹水利施設整備について、道と市町村が連携して農家負担軽減特別対策を実施する。

### ◎事業の内容

道営農業農村整備事業のうち対象工種に係る農家負担を市町村が一定割合まで軽減する場合、必要な経費の1/2を道が助成する。

| 区 分         | 事 業 内 容                                                       |                         |       |
|-------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------|-------|
|             |                                                               | 対象工種                    | 農家負担率 |
| ①担い手育成・支援事業 | 担い手の経営農地、将来担い手が経営する事が確実な農地で実施する生産基盤工種に係る農家負担を軽減               | ・暗渠排水<br>・区画整理<br>・土層改良 | 7.5%  |
|             |                                                               | ・用水施設<br>(上記工種と一体で整備)   | 10.0% |
| ②基幹水利施設保全事業 | 「地域水田農業ビジョン」の実現に不可欠な効率的の水利用体系を確立する為、公共性の高い基幹水利施設の整備に係る農家負担を軽減 | 基幹的用水施設                 | 10.0% |

### ◎事業主体 市町村

### ◎事業期間 H18年度～H22年度

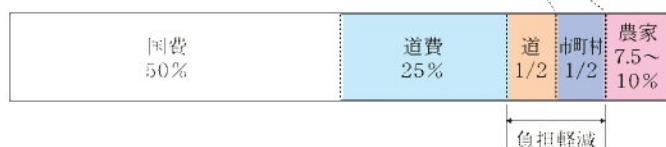
### ◎負担軽減図

★道営農業農村整備事業（国費補助事業）

#### 【対策前】



#### 【対策後】



《パワーアップ事業と新たな対策との比較》

|            | 新パワーアップ事業              |       | 新たな対策事業                 |       |
|------------|------------------------|-------|-------------------------|-------|
| 事業目的       | ・食料自給率向上<br>・畜産環境対策推進  |       | ・担い手育成、支援<br>・水利施設の機能増進 |       |
| 実施期間       | H13～H17<br>(ふん尿はH16まで) |       | H18～H22                 |       |
| 対象事業       | 道営・公社営                 |       | 道営                      |       |
| 対象工種及び農家負担 | 暗渠排水                   | 7.5%  | 暗渠排水                    | 7.5%  |
|            | 区画整理                   | 7.5%  | 区画整理                    | 7.5%  |
|            | 土層改良A                  | 7.5%  | 土層改良                    | 7.5%  |
|            | 土層改良B                  | 10.0% |                         |       |
|            | 用水施設A                  | 7.5%  | 用水施設                    | 10.0% |
|            | 用水施設B                  | 10.0% |                         |       |
|            | 家畜ふん尿利活用施設             | 5.0%  |                         | —     |
| 道対策費       | 266億円                  |       | 90億円                    |       |
| 事業量(面工事)   | 12万1千ha                |       | 8万2千ha                  |       |

# 《 集落の資源・環境を守ろう 》

～ 農地・水・環境保全向上対策事業にむけて ～

※ **平成 19 年度**から本格的に施策が導入されます

(平成 18 年度は、全国約 600 の地域で共同活動に対してモデル的な支援を行います。)

## ★あなたの集落は大丈夫？

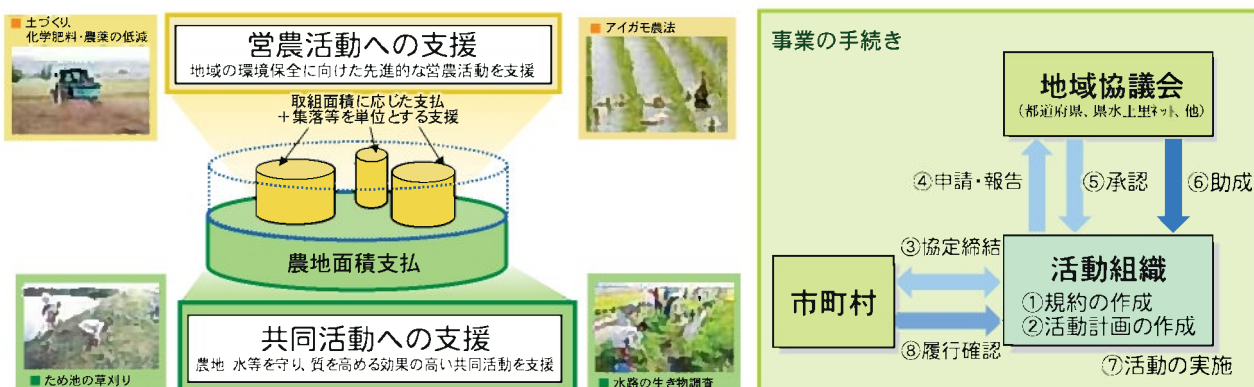
- ・今、全国の集落で高齢化、混住化が進行し、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱まっています。
- ・集落機能を守って行く為には、今まで以上の取組が欠かせなくなります。

## ★環境にやさしい農業を行っていますか？

- ・国民の環境への関心が高まる中、環境を重視した農業生産への取組が求められています。

### (1)新しい制度が始まります

◎ 地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援します。 **施策の概要**



※平成 19 年度から本格的に施策が導入されます。

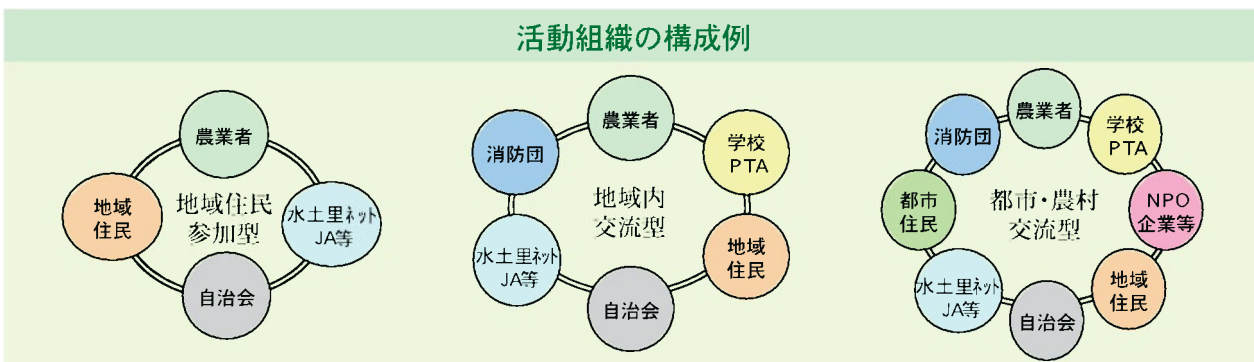
※共同活動だけでも支援を受けられます。

(平成 18 年度は、全国約 600 の地域で、共同活動に対してモデル的な支援を行います。)

### (2)支援を受けるには？

◎ まず、農業者以外の者（組織）を含めた活動組織を作りましょう。 **活動組織と規約の作成**

### 活動組織の構成例



## ◎ 現状維持にとどまらず、質的向上を図る活動計画を作ります。活動計画の作成



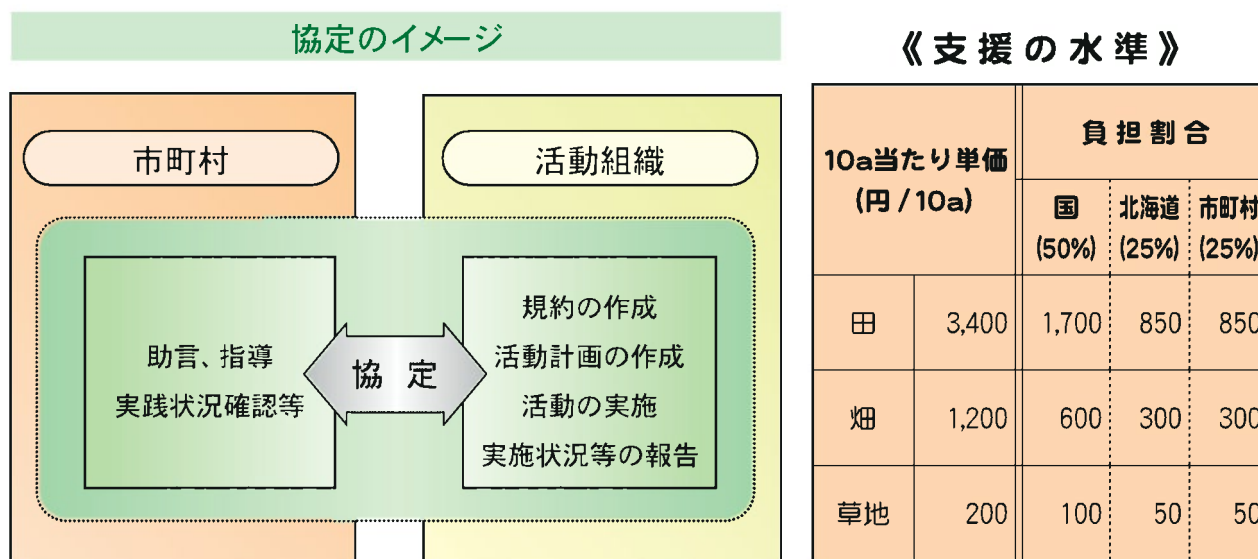
※活動づくりにあたっては、具体的活動を体系的に整理した『活動指針』を活用します。

（国が標準を示し、地方が特性を踏まえた独自の項目を追加）

活動指針は、『基礎部分』と『誘導部分』に区分され、**基礎部分については全ての活動項目を、誘導部分については農地・水・農村環境それぞれについて基準以上の活動項目数を行うよう活動計画を作ります。**

活動組織は、このような活動計画に基づき「効果の高い取組」として共同活動を実践します。

## ◎ 市町村と協定を結びます。協定の締結と助成



# 《 お 知 ら せ 》

## ～念願の 北海・奈井江 土地改良区合併～

北海、奈井江土地改良区合併認可証伝達式が、去る四月三日（月）午前十一時三〇分より岩見沢市ホテルサンプラザにおいて行われました。

はじめに、北海道知事より合併認可証の伝達が行われ、引き続き、奈井江土地改良区の財産等権利が、奈井江土地改良区稲垣理事長より北海土地改良区眞野理事長へ引継がれ合併事務の全てが終了しました。

次に、北海土地改良区眞野理事長の合併を無事に迎える事ができた感謝の思いを力強く述べた後、続いて、ご来賓として出席頂いた空知支庁・産業振興部月田調整課長からご祝辞を頂き合併認可証伝達式が無事終了しました。



### ★いわみざわセンター移転★

空知支庁東部耕地出張所内2F（美唄市峰延町公園）にありましたが、岩見沢・北村センターと栗沢センター（栗沢町必成）が統合し3月に旧北海土地改良区岩見沢事業所（岩見沢市西川町551番地1）の建物内に移転致しました。それに伴い、名称もいわみざわ土地改良推進事務所に変更となり、岩見沢市、JAIいわみざわ、改良区職員一同、農業農村整備事業推進の拠点として気持ちを新たに業務を再スタートいたしました。

新事務所は、地元協議等の拠点施設として打合せスペース及び会議室等も兼ね備えておりますのでお気軽にお立ち寄りください。



TEL 0126-32-3155  
FAX 0126-32-3160

# 大切にしたい日本の心と田園風景

～ 北海幹線用水路 『疏水百選』に選定される ～

★ 4つの視点で「疏・水・再・発・見」★

1

## 農業・地域振興

食料の安定供給や地域の農業振興に効果を発揮したものや、農業用水に加えて、産業や都市の形成など地域振興に効果を発揮したもの。



2

## 歴史・文化・伝統

歴史的かつ文化的な施設を有するものや、水を巡る伝統儀式や様々な習慣が残っているもの。また、築造にまつわる由緒、偉人、知られざる歴史を秘めたもの。



## ■疎水概要・特徴

北海幹線用水路は、約16,000haの水田に水を供給し石狩川中流部の原野を北海道有数の穀倉地帯を支える本地域の農業になくてはならない大幹線用水路である。

また、延長は約80kmと農業専用水路としては、日本一の長さを誇る。



3

## 環境・景観

ホタルや水辺生物など、さまざまな生き物が生息する、水質の保全や生態系豊かなもの、あるいは、疎水のある農村景観の美しいもの。



4

## 地域コミュニティの形成

良い場や活動場等として地域の日常生活に欠かせない施設として利用されているもの、また、子供から大人まで男女の夢による保全活動の場となるもの。



食料供給の基盤であり、国土・環境保全、美しい景観の形成など多面的機能を発揮する疎水（農業用水）を次世代へ継承しようと、農林水産省は平成18年2月2日疎水百選として110地区を選定しました。キャンペーンは、平成17年6月から募集をはじめ、全国から499地区の応募があり、その後の一次選定で候補地区を284地区に絞り、インターネット、はがき、FAXによる22万6千件に上る一般投票と合わせて委員による総合評価で疎水百選が決定いたしました。

道内からは、北海幹線用水（管理主体・水土里ネットほっかい）をはじめ、上川管内の旭川聖台用水（同・水土里ネット旭川）、石狩管内の篠津中央篠津運河用水（同・水土里ネットしのつ中央、札幌開発建設部篠津地域農業施設管理所）の3地区が認定されました。

## 総代補欠選挙が執行されます

現総代中、第6選挙区（美唄・岩見沢・三笠）において2名の欠員を生じるにいたしましたので、土地改良法の定めにより補欠選挙を執行する事となりました。

現在、7月6日を選挙期日とし作業を進めており、選挙期日一週間前に関係市町村選挙管理委員会を通じ告示いたしますので宜しくお願い致します。

## 用水路への 転落事故防止について

今年も五月初旬から八月下旬まで当区の用水路には、たくさんの水が流れ、幼児・児童にとつては大変危険な時期となります。

この対策の一環として、水路危険防止対策協議会が設立されており、今年も通水前の四月二十一日に各関係機関（管内警察署、消防署、市町村、開発局、支庁、改良区）が集まり今年の活動計画等について協議がなされました。

昨年は、皆様のご協力により事故はありません

んでしたが、今年も空知支庁と連携をとりながらの広報車による啓発、ポスターの掲示、風船パンフレットの配布、防護柵、看板等の整備、設置を行い転落事故を未然に防ぐべく活動を行って参りますので、組合員の皆様におかれましても幼児・児童が用水路の付近で遊んでいるところを見かけましたら一言「あぶないよ」と声をかけていただきたくご協力願います。

### ★今年の主な活動

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| ポスター   | 一三〇枚  | 掲示 |
| 風船     | 七三〇〇個 | 配布 |
| パンフレット | 五五〇〇枚 | 配布 |
| 救難用ロープ | 一五一か所 | 設置 |



## 今年の事故防止啓発ポスター

(幼稚園、小学校、他公共施設等に掲示)

### ☆用水路、及び用地内に

「ゴミ」を捨てないで!!

五月の通水開始にあたり、用水路の整備点検を毎年行っておりますが、用水路の中は例年のごとく家庭用のゴミ、空き缶等や大型ゴミが投棄されている状況にあります。これが原因で通水に支障をきたすばかりでなく小さなお子さんには遊び場所にもなり大変危険ですので、ゴミは所定の場所にお願いたします。



平成 18 年度 水路危険防止対策協議会会議 (4/21)